



鳥取県公報

平成14年2月8日(金)
第7356号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	健康づくりに関する意識調査実施要領 (61) (健康対策課) 1
	県営土地改良事業計画の変更 (2件) (62・63) (耕地課) 2
	物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (64) (会計課) 2
調達公告	落札者の決定 (情報政策課) 4
	公募型指名競争入札の実施 (農政課) 5

告 示

鳥取県告示第61号

鳥取県統計調査条例 (昭和25年鳥取県条例第7号) に基づき、健康づくりに関する意識調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成14年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

健康づくりに関する意識調査実施要領

1 調査の目的

この調査は、県民の健康づくりに関する意識を把握し、今後の健康づくり施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

県内に居住する15歳以上89歳以下の者のうち無作為に抽出した1,000人 (男女各500人)

3 調査事項

- (1) 健康づくりについての意識
- (2) 歯の健康についての意識
- (3) 心の健康及び心の病気についての意識
- (4) 高齢者の介護についての意識
- (5) たばこについての意識

4 調査の期日

この調査は、平成14年2月15日から同月28日までの間において実施する。

5 調査の方法

この調査は、郵送した調査票に記入の上返送してもらう方法により実施する。

6 調査結果の公表

この調査の結果については、健康づくりに関する意識調査報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業衣笠地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年2月12日から21日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業広留野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年2月12日から21日間

3 縦覧に供する場所

八東町役場及び若桜町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第64号

平成14年度において県が締結する物品等又は特定役務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務を除く。）の調達のための契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成14年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は特定役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用器機類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに払下品類

2 申請の受付時期

平成14年2月12日から同年3月11日まで（郵送による場合は、同日の消印のあるものまで）とする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。

3 申請の方法

（1）願書の入手方法

競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局会計課、鳥取県中部県民局（鳥取県中部総合事務所内）及び鳥取県西部県民局（鳥取県西部総合事務所内）で配布する。なお、郵送による願書の請求は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2）を同封し、鳥取県出納局会計課に行くこと。

（2）願書の提出方法

願書に次の書類を添え、鳥取県出納局会計課用度係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7433）へ提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とすること。

ア 経営実態調書（所定の様式によること。）

イ 法人にあっては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し

ウ 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第8号書式（以下「第8号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも資格申請時前1年以内において納税義務の発生したものに限り、法人であって鳥取県内に事業所がないものは県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。）

エ 法人にあっては登記簿謄本の写し（ただし、資格申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する場合に限る。）

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類（個人の場合のみ必要。）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

ク 委任状（委任する場合に限る。）

ケ 代理店又は特約店証明書（該当する場合に限る。）

コ 使用印鑑届（見積、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領の際に、印鑑証明がされた印鑑以外の印鑑を使用する場合に限る。）

（3）願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

（1）資格審査申請時までの営業年数

- (2) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均
 - (3) 資格審査申請時の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における流動比率
 - (4) 資格審査申請時における従業員の数
 - (5) 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格
 - (6) 直前決算における自己資本
 - (7) その他経営及び信用の状態
- 5 競争入札に参加することができない者
次に掲げる者には、資格を付与しない。
- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
 - (5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者
- 6 資格審査の結果の通知
資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 資格の有効期間は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、2のなお書きにより随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成16年3月31日までとする。
 - (2) (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成15年5月頃に予定している平成16年度から平成18年度まで有効な資格の審査に係る審査の申請手続等に係る告示に基づき申請書類を提出すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 ノート型コンピュータ 430台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年1月7日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本電気リース株式会社

広島県広島市中区紙屋町二丁目2 - 12

- 5 落札金額 月額2,079,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 平成13年11月26日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 ふるさと林道安蔵線（安蔵工区）開設工事のうち橋りょう上部工工事
(2) 工事場所 鳥取市河内
(3) 工事内容

本件工事は、鳥取市河内から河原町大字北村までを結ぶ林道の鳥取市河内地内の谷部を横断する橋りょう上部工の製作及び桁^{けた}の架設を行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：A活荷重

形式：鋼2径間連続非合成^{ぼんけた}鋼桁（耐候性鋼材）

橋長：67m

支間長：36.40m + 29.40m

平面線形：直線

斜角：（A1）90°、（A2）左70°

幅員：全体幅員 = 8.2m

道路幅員 = 7.0m

車道幅員 = 5.5m

架設工法：ケーブルエレクション（直吊り）工法

- (5) 工期 平成14年3月から平成14年10月10日まで（指定部分については、平成14年9月10日まで）
(6) 予定価格 102,186,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 鋼構造物工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,000点以上であること。
(5) 平成14年2月8日（金）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 平成13年4月1日(日)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 平成3年度以降に道路橋における鋼製上部工の^{けた}桁製作から架設工事までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成3年度以降において元請けとして施工した同種工事の現場経験を有する者であること。
- イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月8日(金)から同月18日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方農林振興局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方農林振興局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方農林振興局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨658-1	鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話0857-26-7331)とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

